

犬山市ふるさとと産品創出等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域特性を生かした魅力ある新たなふるさとと産品の創出につながる事業所立地を促進し、もって地域経済の活性化及び地場産業の振興並びに市民生活の質の向上に資するため、新たなふるさとと産品の創出又は既存のふるさとと産品の生産を強化しようとする事業（以下「補助対象事業」という。）に取り組む事業者に対して予算の範囲内において犬山市ふるさとと産品創出等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、犬山市補助金等交付規則（昭和56年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) クラウドファンディング 市長が、別途定める募集要項等に基づき採択された補助対象事業について、当該事業を実施するために必要な資金を補助金に係る事業者提案募集により採択された者（以下「採択事業者」という。）に補助金として交付するため、ふるさと納税を活用して、市が指定するインターネットサイトで寄附を募集し、その原資を調達することをいう。
- (2) ふるさと納税 個人が地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき総務大臣に指定された市町村等に対する寄附金を支出した場合に、当該寄附金のうち2,000円を超える部分について、寄附金税額控除により所得税と住民税から原則として全額が控除される制度をいう。
- (3) ふるさと産品 市が寄附金の受領に伴い寄附者に対して提供する、市の区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するものであって、地方税法の規定に基づく告示等により総務大臣が定める基準に適合するものをいう。

- (4) 寄附額 クラウドファンディングによる寄附を受けた額の合計額をいう。
 - (5) 目標額 第4条に規定する補助対象経費の額に100分の125を乗じた額（その額に、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）をいう。
 - (6) パートナー企業 ふるさと納税による市への寄附促進、ふるさと産品等のPR・販路拡大及び地域経済の活性化の相乗効果を図るため、寄附金の受領に伴い寄附者に対してふるさと産品を提供する法人、団体又は個人をいう。
 - (7) 民間ポータルサイト 民間企業等が運営する、自治体がふるさと納税による寄附募集を行う窓口となるインターネットサイトをいう。
- （交付対象者等）

第3条 補助金の交付対象となる者は、市内に事業所等を設置又は設置を予定し、第7条に定める交付決定の通知を受けた日の属する年度の終了後5年以上、パートナー企業として、返礼品等の業務に取り組む意思がある法人又は団体若しくは個人（以下「法人等」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する法人等は、補助金の交付対象としない。

- (1) クラウドファンディング実施に当たり設定された目標額を達成していない法人等。ただし、寄附額が目標額に達しない場合であっても、採択事業者が自らの責において事業を遂行することを市長が認めた法人等は除く。
- (2) 市内に事業所等を設置又は設置を予定し、自らの責において継続して事業に取り組む意思がないと市長が認める法人等
- (3) 犬山市のパートナー企業として登録できない法人等
- (4) 国税及び県税を滞納している法人等
- (5) 犬山市税条例（昭和29年条例第17号）第3条に規定する市税及び犬山市国民健康保険条例（昭和36年条例第19号）第7

条に規定する国民健康保険税（以下「市税等」という。）を滞納している法人等

- (6) 法人等の役員等（法人にあっては役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者、理事等、個人が営む事業所にあつては当該個人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に犬山市暴力団排除条例（平成24年条例第34号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員等」という。）がいる法人等
- (7) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与している法人、団体又は個人を利用するなどしていると認められる法人等
- (8) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人、団体又は個人に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる法人等
- (9) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人等

（補助対象経費）

第4条 対象となる経費は、別表第1に掲げるものとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（その額に、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする採択事業者（以下「申請者」という。）は、犬山市ふるさと産品創出等支援事業補助金交付申請書（様式第1）を、市長が別に定める提出期限までに、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、別表第2に掲げる書類等を添付しなければな

らない。

(交付の決定)

第7条 規則第5条第1項の通知は、犬山市ふるさと産品創出等支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2）によるものとする。

(交付決定前の着手)

第8条 申請者は、補助対象事業の効率的な実施を図る必要があり、又はその実施にあたりやむを得ない事情がある場合で、前条に規定する補助金の交付決定前に事業に着手する場合は、あらかじめ犬山市ふるさと産品創出等支援事業補助金事前着手届（様式第3）を市長に提出しなければならない。

(計画変更)

第9条 第7条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の計画を変更し、又は補助対象事業を中止しようとするときは、犬山市ふるさと産品創出等支援事業補助金変更（中止）承認申請書（様式第4）に市長が必要と認める書類を添付して行うものとする。ただし、内容の著しい変更を伴うもの以外の変更で交付決定額に変更を生じない軽微な計画変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の申請について、その内容を審査し、犬山市ふるさと産品創出等支援事業補助金（変更・中止）承認通知書（様式第5）により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 規則第11条の報告は、補助対象事業の完了の日から30日を経過する日又は交付決定の日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、犬山市ふるさと産品創出等支援事業補助金実績報告書（様式第6）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書

- (3) 事業の実施状況が分かる写真、資料等
- (4) 領収証等の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類
(額の確定)

第11条 市長は、前条の報告があったときは、速やかにその内容を審査し、補助対象事業が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、犬山市ふるさと産品創出等支援事業補助金額確定通知書（様式第7）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 規則第12条第3項の請求は、犬山市ふるさと産品創出等支援事業補助金交付請求書（様式第8）によるものとする。

- 2 補助事業者は、規則第12条第2項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、犬山市ふるさと産品創出等支援事業補助金概算払請求書（様式第9）を市長に提出しなければならない。

（繰越協議）

第13条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた年度において補助対象事業が年度内に完了しないと見込まれるときは、当該年度の2月1日までに犬山市ふるさと産品創出等支援事業補助金繰越協議書（様式第10）を市長に提出し、協議を行うことができる。

（繰越承認）

第14条 市長は、前条の協議書を受けたときは、その内容を審査し、犬山市ふるさと産品創出等支援事業補助金繰越承認（不承認）通知書（様式第11）により当該補助事業者に通知するものとする。

- 2 前項の承認は、事業の進捗状況及び繰越しの必要性を審査の上、適当と認められる場合に限り行うものとする。
- 3 第1項の規定により繰越しを行った場合においては、補助対象事業は翌年度の末日までに完了するものとし、再度の繰越しは認めないものとする。

(決定の取消し)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助対象事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 虚偽の申請その他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。

2 市長は、前項の取消しをしたときは、犬山市ふるさと産品創出等支援事業補助金取消決定通知書(様式第12)により補助事業者に通知するものとする。

(返還)

第16条 前条第1項各号の規定により交付決定を取り消された者は、既に交付を受けた補助金があるときは、市長が定める期日までに、当該補助金を返還しなければならない。

(取得財産の供用)

第17条 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数(以下「耐用年数」という。)が経過する前に、補助対象事業により取得した財産(以下「取得財産」という。)を当該補助対象事業の用に供さなくなるときは、あらかじめ市長にその事由を報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があったときは、その内容を審査し、適当でないと認めるときは、補助事業者に対し、補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(書類の整備)

第18条 補助事業者は、当該補助対象事業に関する帳簿を備え、その内容を証する書類を整備し、かつ、これらの書類を補助対象事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

2 補助事業者は、取得財産について、耐用年数が経過するまでの間、財産管理台帳を整備し、保管しておかなければならない。

(事業成果の報告)

第19条 補助事業者は、補助対象事業の完了後5年間、毎年度終了後、市長が別に定める日までに、事業の実施状況及び成果について市長に報告しなければならない。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

補助対象経費	<p>補助対象事業を実施するために直接必要な次の経費</p> <ul style="list-style-type: none">・ 施設整備費・ 施設・設備の撤去に係る経費・ 土地建物等賃借料（補助事業の完了までの期間のものに限る。）・ 内装・設備工事費・ 建物改造費・ 備品費・ 賃料・損料・ 消耗品費（現地調査時に確認できるものに限る。）・ 委託・外注費・ 通信運搬費・ 広告宣伝費（対象経費の総額の10%以内とし、寄附金の募集に係るものは除く。）・ その他事業実施に必要な経費で市長が認めるもの <p>※返礼品等の費用に含まれる経費（原材料費や梱包資材費等）は除く。</p> <p>※汎用性が高く補助対象事業以外の用途に容易に供されるものは除く。</p> <p>※公租公課、官公署に支払う手数料等、人件費、飲食費、交際費、その他市長が不適切と認める経費は除く。</p>
--------	---

別表第 2（第 6 条関係）

添付書類

1 個人事業者・法人事業者共通

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 市税等の納税証明書
- (4) 犬山市ふるさと産品創出等支援事業実施等誓約書（様式第 1 3）
- (5) 暴力団排除に関する誓約書（様式第 1 4）

2 個人事業者の場合

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民票の写し（3 か月以内のもの）
- (2) 個人事業の開廃業等届出書（届出済みの場合）
- (3) 直近 3 期分の決算書
- (4) 営業許可証等の写し（許認可を必要とする事業のみ）
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 法人事業者の場合

- (1) 履歴事項全部証明書（3 か月以内のもの）
- (2) 定款の写し
- (3) 直近 3 期分の決算書
- (4) 営業許可証等の写し（許認可を必要とする事業に限る。）
- (5) その他市長が必要と認める書類